福島県無線システム普及支援事業費補助金交付要綱

（趣　旨）

第１条　県は、携帯電話等の無線通信が行えない状態の解消及び大規模災害の発生時においても現用の携帯電話等基地局からの無線通信を継続させ、周波数の有効利用を目指し、携帯電話等基地局の強靭化を図るため、市町村（一部事務組合、広域連合及び連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる市町村に委託して実施することを約した複数の市町村）を含む。以下同じ。）、無線通信事業者（無線通信を行う電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）に基づく電気通信事業者をいう。以下同じ。）（連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる無線通信事業者に委託して実施することを約した複数の無線通信事業者）を含む。以下同じ。）、インフラシェアリング事業者（無線通信に必要な施設・設備を整備し、当該施設・設備を複数の無線通信事業者に使用させる事業の用に供するものをいう。以下同じ。）（連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となるインフラシェアリング事業者に委託して実施することを約した複数のインフラシェアリング事業者）を含む。以下同じ。）又は、無線通信事業者及びインフラシェアリング事業者の連携主体に対し無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱（平成22年２月１日総情上第４号総務大臣一部改正通知）、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

（定義）

第２条　この要綱において、次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

無線システム普及支援事業

次に掲げる事業をいう。

１　携帯電話等エリア整備事業

携帯電話等の無線通信が行えない状態の解消等を図るための施設及び設備を設置する事業であって、原則として次の各号に掲げる地域のいずれかを含む市町村が行うものをいう。

(1)過疎地（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号）第２条第２項の規定により公示された過疎地域をいう。）

(2)辺地（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第２条第１項に規定する辺地をいう。）

(3)山村（山村振興法（昭和40年法律第64号）第７条第１項の規定に基づき振興山村として指定された地域をいう。）

(4)特定農山村（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成５年法律第72号）第２条第１項に規定する特定農山村地域をいう。）

(5)豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第２条第１項の規定に基づき豪雪地帯として指定された地域をいう。）

なお、総務大臣が無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第１条に定める補助金を交付すべきものとして認めた場合はこの限りではない。

２　携帯電話基地局強靭化対策事業

大規模な自然災害が発生した場合においても、電気通信業務用基地局に係る電気通信設備の損壊又は故障により当該電気通信設備を用いる業務に著しい支障を及ぼさないようにすることを目的として電気通信設備等を整備する事業及び、整備するために必要な調査及び設計を行う事業であって、無線通信事業者若しくはインフラシェアリング事業者（以下「無線通信事業者等」という。）又は市町村が行うもの。

（補助の対象）

第３条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の額は、別表１に掲げる経費の総額とする。

（補助額）

第４条　知事は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、同表の右欄に掲げる額を予算の範囲内において対象となる市町村に補助する。

ただし、交付決定の額は、交付決定単位ごとに、一件あたり100万円を下限とする。

区分			額
無線システム普及支援事業	携帯電話等エリア整備事業	無線通信用施設及び設備を設置する事業	補助対象経費の２分の１に相当する額 ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれ各号に定める額 （１）無線通信事業者が複数者参画し事業を実施する場合にあっては、３分の２に相当する額 （２）山村地域を整備する場合にあっては、５分の３に相当する額（ただし、無線通信事業者が複数者参画し事業を実施する場合にあっては、４分の３に相当する額）
		高度化無線通信に必要な無線通信用施設及び設備を設置する事業	補助対象経費の２分の１に相当する額 ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれ各号に定める額 （１）無線通信事業者が複数者参画し事業を実施する場合にあっては、３分の２に相当する額 （２）山村地域を整備する場合にあっては、５分の３に相当する額（ただし、無線通信事業者が複数者参画し事業を実施する場合にあっては、４分の３に相当する額）
		無線通信用施設及び設備を復旧する事業	補助対象経費の２分の１に相当する額 ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれ各号に定める額 （１）無線通信事業者が複数者参画し事業を実施する場合にあっては、３分の２に相当する額 （２）山村地域を整備する場合にあっては、５分の３に相当する額（ただし、無線通信事業者が複数者参画し事業を実施する場合にあっては、４分の３に相当する額）
		無線通信用施設及び設備を更新する事業	補助対象経費の２分の１に相当する額 ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれ各号に定める額 （１）無線通信事業者が複数者参画し事業を実施する場合にあっては、３分の２に相当する額 （２）山村地域を整備する場合にあっては、５分の３に相当する額（ただし、無線通信事業者が複数者参画し事業を実施する場合にあっては、４分の３に相当する額）
		無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業	補助対象経費の２分の１に相当する額 ただし、山村地域を整備する場合にあっては、４分の３に相当する額

	携帯電話基地局強靭化対策事業	設備設置事業	補助対象経費の４分の３に相当する額 ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれ各号に定める額 （１）知事が別に指定する地域を整備する場合にあっては、５分の４に相当する額 （２）乗降客数５０万人を超えるターミナル駅周辺にミリ波無線中継設備を整備する場合にあっては、２分の１に相当する額
		調査設計事業	

２　算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

（申請書の様式等）

第５条　規則第４条第１項の申請書は、第１号様式によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

２　規則第４条第２項第２号に規定する別に定める書類は、第１号様式の添付資料の項に定めるとおりとする。

３　第１項の申請にあたっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付の条件）

第６条　規則第６条第１項第１号に規定する別に定める軽微な変更は、次に掲げるいずれかの場合とする。

（１）別表１に掲げる経費区分間における増減であって、それぞれの配分額のいずれか低い額の20％以内の変更であるもの。

（２）交付決定額の引き上げがなく、補助対象経費が20％以内の減額であるもの。

（３）補助目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要があるもの。

（４）補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ補助事業者等の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するもの。

（５）補助目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部変更であるもの。

（変更の承認）

第７条　規則第６条第１項第１号又は第２号の規定に基づき、知事の承認を受けようとする場合は、福島県無線システム普及支援事業費補助事業変更承認申請書（第２号様式）又は中止（廃止）承認申請書（第３号様式）を知事に提出しなければならない。

（申請を取り下げることができる期日）

第８条　規則第８条第１項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

２　申請を取り下げようとする市町村長は、前項に規定する期日までに、福島県無線システム普及支援事業費補助金交付申請取下げ届出書（第４号様式）を知事に提出しなければならない。

（事故の報告）

第９条　市町村長は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに福島県無線システム普及支援事業費補助事業事故報告書（第５号様式）を知事に提出し、その指示を受けなければならな

い。

（状況報告）
第10条　規則第11条の規定による事業の遂行及び収支の状況の報告は、知事が必要と認めて指示したとき、福島県無線システム普及支援事業費補助事業実施状況報告書（第６号様式）により行うものとする。
２　市町村長は、当該事業が完了したときは、速やかに福島県無線システム普及支援事業費補助事業完了報告書（第７号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）
第11条　規則第13条の規定による実績報告は、福島県無線システム普及支援事業費補助事業実績報告書（第８号様式）により事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の３月31日（補助金を全額概算払により交付を受けた場合には、当該年度の翌年度の４月10日）のいずれか早い日までに行わなければならない。
２　市町村長は、補助事業が完了せずに会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の４月30日までに前項に準ずる報告書を知事に提出しなければならない。

（補助金の支出）
第12条　補助金は、規則第14条の規定により交付すべき補助金の額の確定した後に支払うものとする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、補助金の交付決定の後に概算払いの方法により補助金の交付をすることができる。
２　市町村長は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、福島県無線システム普及支援事業費補助金精算（概算）払請求書（第９号様式）を知事に提出しなければならない。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）
第13条　市町村長は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに福島県無線システム普及支援事業費補助金消費税額の額の確定に伴う報告書（第10号様式）を知事に提出しなければならない。
２　知事は、前項の報告があった場合には、期限を定めて当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

（財産処分の制限）
第14条　市町村が補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ福島県無線システム普及支援事業費補助金に係る財産処分申請書（第11号様式）により知事の承認を得なければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する財産の処分制限期間を経過した場合はこの限りでない。
２　前項の規定による取得財産等の処分に関する知事の承認については、別表２に定める基準に該当する場合は、福島県無線システム普及支援事業費補助金に係る財産処分届出書（第11号様式）により届出をもって知事の承認があったものとみなす。
３　市町村が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
４　市町村は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
５　市町村は、補助事業により取得した土地を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、第一項に基づく知事の承認又は第二項に基づく届出の後でなければ行うことができない。

（書類の提出）

第15条　市町村長が規則及びこの要綱の定めるところにより知事に提出する書類は、３部提出しなければならない。ただし、本要綱第12条及び第13条に基づく書類及び無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第21条の３に基づく電子情報処理組織による申請等は除く。

（会計帳簿等の整備等）
第16条　補助金の交付を受けた市町村長は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して５年間保存しておかなければならない。

（その他必要な事項）
第17条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附　則（令和８年３月２３日　７情第１９０７号）
この要綱は、令和８年４月１日から施行する。なお、施行日以前に交付された補助金の取扱いについては、従前の例によるものとする。

附　則（令和３年４月１日　３情第２２３号）
１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。
２　この要綱の適用の際、現に改正前の福島県無線システム普及支援事業費補助金交付要綱の規定に基づいて提出されている申請書等は、それぞれ改正後の福島県無線システム普及支援事業費補助金交付要綱の規定に基づいて提出されている申請書等とみなす。
３　この要綱の施行の際に現に改正前の福島県無線システム普及支援事業費補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている申請書等の用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附　則（令和２年４月７日　２情第　４４号）
１　この要綱は、令和２年４月７日から施行する。
２　この要綱の適用の際、携帯電話等エリア整備事業について、現に交付又は交付決定されている補助金、国が令和元年度予算を繰り越して令和２年度に交付決定する補助金については、なお従前の例による。

附　則（平成22年３月19日21情第2178号）
１　この要綱は、平成22年４月１日から施行し、平成22年度の補助金から適用する。
２　東日本大震災（平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に係る災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域において、災害により被害を受けた施設又は設備に対する本要綱の適用については、第２条中「設置する」の字句を「整備する」に読み替えるものとする。

附　則（平成23年12月20日23情第1317号）
１　この要綱は、平成23年12月20日から施行する。
２　この要綱の施行の際現に改正前の福島県無線システム普及支援事業費補助金交付要綱によりした処分、手続その他の行為は、本要綱中にこれに相当する規定があるときは、本要綱の規定によりしたものとみなす。

附　則（平成24年３月29日23情第1904号）
この要綱は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成26年３月25日25情第1969号）
この要綱は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成27年4月24日27情第183号）
この要綱は、平成27年4月24日から施行する。

附　則（平成28年8月17日28情第700号）

この要綱は、平成28年8月17日から施行する。

別表１（第３条関係）

事　業　の　区　分	経 費 区 分	内　　容
携帯電話等エリア整備事業	(1) 施設・設備費	ア　無線通信に必要な次の施設・設備の設置に要する経費 （ア）　鉄塔 （イ）　局舎 （ウ）　外構施設 （エ）　受電設備（電力引込み送電線を含む。） （オ）　送受信アンテナ （カ）　送受信機（予備送受信機を含む。） （キ）　伝送用専用線・衛星回線（予備伝送用専用線・予備衛星回線を含む。） （ク）　ケーブル （ケ）　電源設備・ソーラーパネル・蓄電池・発電機（予備電源設備・予備ソーラーパネル・予備蓄電池・予備発電機を含む。） （コ）　監視装置 （サ）　制御装置 イ　アに掲げるもののほか、附帯施設（知事が別に定める施設・設備）の設置に要する経費 ウ　附帯工事費
	(2) 用地取得費・道路費	ア　前号の施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費、津波対策費を含む。） イ　附帯工事費

携帯電話基地局強靭化対策事業	(1) 施設・設備費	ア　次に掲げる施設の改修又は設備の設置・改修に要する経費 (ア)　鉄塔 (イ)　局舎 (ウ)　外構施設 (エ)　受電設備（電力引込み送電線を含む。） (オ)　送受信アンテナ (カ)　送受信機（予備送受信機を含む。） (キ)　伝送用専用線・衛星回線（予備伝送用専用線・予備衛星回線を含む。） (ク)　ケーブル (ケ)　電源設備・ソーラーパネル・蓄電池・発電機（予備電源設備・予備ソーラーパネル・予備蓄電池・予備発電機を含む。） (コ)　監視装置 (サ)　制御装置 イ　アに掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置・改修に要する経費 ウ　附帯工事費
	(2) 用地取得費・道路費	ア　前号の施設・設備を設置・改修するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費、津波対策費を含む。） イ　附帯工事費
	(3)調査設計費	施設・設備を設置・改修するために必要な調査・設計に要する経費

附帯施設（知事が別に定める施設・設備）

(1) 電柱
(2) 接地線
(3) 屋外照明施設
(4) マンホール
(5) 空調設備
(6) 監視設備
(7) 航空標識灯設備
(8) 消火設備
(9) 水道施設
(10) 貯水タンク
(11) ろか器
(12) 洗面・手洗施設
(13) 仮眠施設

(14) モニターテレビ
(15) 修理工具
(16) 混信対策防止装置
(17) ゴーストキャンセラー
(18) 中継用固定無線装置
(19) 地下埋設設備
(20) 構内柱
(21) (1)から(20)までに掲げるものに類する施設・設備

別表２（第１４条第２項関係）

１　災害又は火災により全壊、半壊、流出、全焼又は半焼した建物の取り壊し並びに建物以外の工作物を取り壊し及び設備の廃棄による財産処分である場合。

２　以下の要件を満たす財産処分である場合

福島県無線システム普及支援事業（以下「対策事業」という。）完了後１０年を超える期間を経過した建物及び建物以外の工作物並びに土地の全部又は一部を公共用又は公用に供する次の施設へ転用するものであること。

(1)　地域情報施設
(2)　研修施設
(3)　防災施設
(4)　試験研修施設
(5)　社会教育施設（公民館、図書館、博物館等）
(6)　社会体育施設（体育館等）
(7)　文化施設（美術館等）
(8)　児童福祉施設（児童館等）
(9)　老人福祉施設
(10)　障害者福祉施設
(11)　特定非営利活動法人（ＮＰＯ）拠点施設
(12)　公害防止施設
(13)　医療施設
(14)　庁舎

３　２以外の場合であって、対策事業の本来の用途又は目的の遂行に支障がなく、かつ電波の適正な利用に資すると認められる場合であり次のいずれかに該当する場合

(1)　対策事業により無線通信を行っている電気通信事業者が対象地域の通信量の増加等に応じるための設備を追加及びそれに伴う当該事業により取得した財産を交換又は廃棄する場合
(2)　対策事業により無線通信を行っている電気通信事業者が次世代方式携帯電話等の新たな無線通信を行うための設備を追加及びそれに伴う当該事業により取得した財産を交換又は廃棄する場合
(3)　対策事業により無線通信を行っている電気通信事業者以外の電気通信事業者が無線通信を提供するための設備を追加及びそれに伴う当該事業により取得した財産を交換又は廃棄する場合
(4)　市町村の行政目的を遂行するために防災行政無線等の電気通信設備を設置する場合

４　対策事業により整備された施設又は設備（周波数割当計画（平成20年12月24日総務省告示第714号）において周波数の使用の期限が定められたものに限る。）が周波数の使用を停止する場合であって、当該事業により取得した財産を譲渡、取壊し又は廃棄する場合

第１号様式（第５条関係）

番　　号
年　　月　　日

福島県知事

市町村長　　氏　　名
法人の住所、名称及び
その代表者の氏名　　（注１）

福島県無線システム普及支援事業費補助金交付申請書

（注１）地方公共団体の連携主体にあっては、
「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表
市町村長　　」
無線通信事業者又はインフラシェアリング事業者の連携主体にあっては、
「連携主体（○○株式会社、株式会社○○・・・及び○○）代表
代表者　　」
と記載すること。

年度において、下記のとおり福島県無線システム普及支援事業を実施したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第４条第１項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

１　補助事業の目的

２　交付を受けようとする補助金の額　金　　千円
（消費税仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。）
補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

３　補助事業の概要
□別紙１　第１（携帯電話等エリア整備事業の場合）
□別紙１　第２（携帯電話基地局強靭化対策事業の場合）

４　添付資料
(1)　対策事業に要する経費の見積書
(2)　無線通信事業者が、補助事業によって整備される施設を利用することを確認できるもの
(3)　市町村の当該対策事業に関する規程又は要綱
(4)　別紙２　工事概要書（携帯電話基地局強靭化対策事業を除く。）
(5)　□　補助事業者が設置した無線局の無線通信用施設及び設備について、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後１０年を超える期間を経過したことが確認できるもの（携帯電話等エリア整備事業のうち、携帯電話等施設更新事業の場合）
□　事業概要、整備計画期間、予定する財源の内訳、整備計画の評価に関する事項を内容とする整備計画（携帯電話等エリア整備事業（無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業）の場合）

5　本件責任者及び担当者

責任者氏名

担当者氏名

連絡先

別紙１（第１号様式関係）

第１

補助事業の概要

市町村名 代表者氏名	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア
		市町村名 （地区名）

（千円）

補助金申請額 （①＋②）×補助率			事業費 ①＋②	財源内訳	
				県補助金①	市町村の負担額②
経費区分	施設・設備費			（注１）	（注１）
	用地取得費・道路費			（注１）	（注１）
合計				（注１）	（注１）

備　考（注２）

（注１）無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業を除く他の事業の場合に記載するものとする。

（注２）無線通信用施設及び設備を設置する事業の場合、第２条１項の各号に該当する地域名及びサービスエリア内に観光地等の施設等又は道路等を含む場合には当該施設等の名称を記載するものとする。

第２

補助事業の概要

市町村名又は無線通信事業者等名 代表者氏名（注１）	
施設の設置場所（注２）	
着工予定日	
完了予定日	

（千円）

補助金申請額 （①＋②＋③）×補助率			事業費 ①＋②＋③	財源内訳		
				県負担額①（注３）	市町村の負担額②	事業者負担額③
経費区分	施設・設備費					
	用地取得費・道路費					
	調査設計費（注４）					
合計						

備　考

（注１）無線通信事業者又はインフラシェアリング事業者の連携主体にあっては、

「連携主体（○○株式会社、株式会社○○・・・及び○○）代表

代表者　　」

と記載すること。

（注２）調査設計事業の場合、「対象エリア」と読み替えるものとする。

（注３）市町村が行う場合、「県負担額①」とあるのは「県補助金①」と読み替えるものとする。

（注４）調査設計事業の場合に記載するものとする。

別紙２（第１号様式関係）

工事概要書

事業を行う者の名称
代表者氏名　　（注１）

（注１）地方公共団体の連携主体にあっては、
「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表
市町村長　　」
無線通信事業者又はインフラシェアリング事業者の連携主体にあっては、
「連携主体（○○株式会社、株式会社○○・・・及び○○）代表
代表者　　」
と記載すること。

１　設置場所（注２）　　○○県　○○郡　○○町　○○丁目　○○番地
（注２）施設及び設備を設置する道路、トンネル又は医療施設に固有名称がある場合は、当該名称を付記する。

２　建設用地
（1）　敷地面積（注３）　　○○○．○㎡
（2）　海抜高（注３）　　○○○ｍ
（3）　敷地の所有関係（注４）
□　購入
□　借地　　主な借地条件（借地料、借地期間等）
□　既所有　　県、市有地、その他（具体的に）の別
（4）　用地周辺の状況（注３）平地、山地の別
取付道路の必要の有無（必要であればその長さ）等
（5）開発規制の状況　　地目　○○○
開発規制指定解除の必要の有無

３　施設の内容
（1）　建物の構造等（注３）　○○○○造　　○階建
（2）　建築面積（注３）　　○○○．○㎡
（3）　延べ床面積（注３）　　○○○．○㎡
（4）　鉄塔の構造等（注３）　○○○○型　　高さ（地上高）　○○ｍ
（5）　中継増幅装置の数　　○台
（注２）無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業の場合は記入を要しない。
（注３）携帯電話等施設高度化事業、携帯電話等施設復旧事業及び携帯電話等施設更新事業の場合は記入を要しない。
（注４）携帯電話等施設高度化事業、携帯電話等施設復旧事業及び携帯電話等施設更新事業の場合は記入を要しない。

４　実施計画
（1）　着手（予定）年月日　　年　　月　　日
（2）　用地取得（予定）年月日　　年　　月　　日
（3）　着工（予定）年月日　　年　　月　　日
（4）　完了（予定）年月日　　年　　月　　日

5　利用見込み

利用予定サービス名（携帯電話）	利用予定事業者名	サービスエリア	サービス開始（予定）年月日

6　資金計画

（千円）

収入			支出（事業費）
財源内訳		経費区分	
補助金	交付（予定）額	施設・設備費	
事業を行う者の負担額	予算額	用地取得費・道路費	
借入金			
事業者の負担金			
自己資金			
その他（　　）（注５）			
小計			
合計		合計	

（注５）財源の内容を記入する。

7　添付図面

(1)　用地付近の見取図

(2)　設計の概要図（配置図、各階平面図及び立面図の概略）（無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業を除く。）

(3)　利用が見込まれる各事業のサービスエリア図（携帯電話等施設復旧事業は除く。）

第２号様式（第７条関係）

番　　号
年　　月　　日

福島県知事

市町村長　　氏　　名
法人の住所、名称及び
その代表者の氏名　　（注１）

福島県無線システム普及支援事業費補助事業変更承認申請書

（注１）地方公共団体の連携主体にあっては、
「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表
市町村長　　」
無線通信事業者又はインフラシェアリング事業者の連携主体にあっては、
「連携主体（○○株式会社、株式会社○○・・・及び○○）代表
代表者　　」
と記載すること。

年　　月　　日付け　　第　　号で補助金の交付決定通知のあった　　年度福島県無線システム普及支援事業の一部を変更する必要があるので、福島県補助金等の交付等に関する規則第６条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　変更事項及びその内容

変更事項		変更前	変更後
内容			
経費の配分	施設・設備費		
	用地取得費・道路費		
	調査設計費		
	合　　計		

２　変更を必要とする理由

３　変更が補助事業に及ぼす影響

4　添付書類

補助事業の対象となる事業の概要（添付書類　様式第１号関係）及び当該事業に係る積算内訳を変更前及び変更後のものを対比して記載した資料

5　交付申請時に、消費税仕入控除税額を減額して申請した場合であって、補助金交付決定の通知を受けた後において、補助事業の内容又は経費の配分を変更（軽微な場合を除く。）しようとするときは、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額　　金　　千円

補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

第３号様式（第７条関係）

番　　号
年　　月　　日

福島県知事

市町村長　　氏　　名
法人の住所、名称及び
その代表者の氏名　　（注１）

福島県無線システム普及支援事業費補助事業中止（廃止）承認申請書

（注１）地方公共団体の連携主体にあっては、
「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表
市町村長　　」
無線通信事業者又はインフラシェアリング事業者の連携主体にあっては、
「連携主体（○○株式会社、株式会社○○・・・及び○○）代表
代表者　　」
と記載すること。

年　　月　　日付け　　第　　号で補助金の交付決定通知のあった　　年度福島県無線システム普及支援事業費補助事業を中止（廃止）したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第６条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　事業を中止（廃止）する理由

２　経費の支出額内訳

（千円）

経　費　区　分	既施工部分額	未施工部分額	合　　計
施設・設備費			
用地取得費・道路費			
調査設計費			
合　　計			

３　事業再開の見通し（事業を中止する場合のみ）
(1)　中止期間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日
(2)　完了予定日　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

第４号様式（第８条関係）

番　　号
年　　月　　日

福島県知事

市町村長　　氏　　名
法人の住所、名称及び
その代表者の氏名　　（注１）

福島県無線システム普及支援事業費補助金交付申請取下げ届出書

年　　月　　日付け　　第　　号で補助金の交付決定通知のあった　　年度福島県無線システム普及支援事業費補助金については、同交付の決定内容又は交付の決定に付された条件のうち、下記の事項について不服があるので、福島県補助金等の交付等に関する規則第８条第１項の規定により、同補助金　　千円の交付申請（　　年　　月　　日付け　　第　　号）を取り下げます。

記

不服のある交付の決定内容又は交付の決定に付された条件	理　　由

（注１）地方公共団体の連携主体にあっては、
「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表
市町村長　　」
無線通信事業者又はインフラシェアリング事業者の連携主体にあっては、
「連携主体（○○株式会社、株式会社○○・・・及び○○）代表
代表者　　」
と記載すること。

第５号様式（第９条関係）

番　　号
年　　月　　日

福島県知事

市町村長　　氏　　名
法人の住所、名称及び
その代表者の氏名　　（注１）

福島県無線システム普及支援事業費補助事業事故報告書

年　　月　　日付け　　第　　号で補助金の交付決定通知のあった　　年度福島県無線システム普及支援事業費補助金に係る補助事業について、下記の事故が発生したので、福島県無線システム普及支援事業費補助金交付要綱第９条の規定により報告します。

（注１）地方公共団体の連携主体にあっては、
「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表
市町村長　　」
無線通信事業者又はインフラシェアリング事業者の連携主体にあっては、
「連携主体（○○株式会社、株式会社○○・・・及び○○）代表
代表者　　」
と記載すること。

記

１　事故の内容及びその原因

２　対策事業の現在の進捗状況

３　現在までに要した経費

４　事故に対してとった措置

５　補助事業の遂行及び完了の予定

第６号様式（第１０条関係）

番　　号
年　　月　　日

福島県知事

市町村長　　氏　　名
法人の住所、名称及び
その代表者の氏名　　（注１）

福島県無線システム普及支援事業費補助事業状況報告書

年　　月　　日付け　　第　　号で補助金の交付決定通知のあった　　年度福島県無線システム普及支援事業費補助金に係る補助事業の実施状況について、福島県無線システム普及支援事業費補助金交付要綱第１０条の規定により報告します。

（注１）地方公共団体の連携主体にあっては、
「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表
市町村長　　」
無線通信事業者又はインフラシェアリング事業者の連携主体にあっては、
「連携主体（○○株式会社、株式会社○○・・・及び○○）代表
代表者　　」
と記載すること。

記

補助事業状況表

（千円）

経費区分	交付決定額（Ａ）	実　績　額（Ｂ）	進　捗　率 (B/A) %	差　　額 (A-B)	実績見込額
施設・設備費					
用地取得費・道路費					
調査設計費					
合　　計					

２　補助事業の遂行状況
補助事業の遂行についてその進捗が確認できる資料その他関係書類

第７号様式（第１０条関係）

番　　号
年　　月　　日

福島県知事

市町村長　　氏　　名
法人の住所、名称及び
その代表者の氏名　　（注１）

福島県無線システム普及支援事業費補助事業完了報告書

年　　月　　日付け　　第　　号で補助金の交付決定通知のあった　　年度福島県無線システム普及支援事業費補助金に係る補助事業について、下記のとおり完了したので報告します。

（注１）地方公共団体の連携主体にあっては、
「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表
市町村長　　」
無線通信事業者又はインフラシェアリング事業者の連携主体にあっては、
「連携主体（○○株式会社、株式会社○○・・・及び○○）代表
代表者　　」
と記載すること。

記

１　交付決定額　　円
２　着手年月日　　年　　月　　日
３　完了年月日　　年　　月　　日

第８号様式（第１１条関係）

番　　号
年　　月　　日

福島県知事

市町村長　　氏　　名
法人の住所、名称及び
その代表者の氏名　　（注１）

福島県無線システム普及支援事業費補助事業実績報告書

年　　月　　日付け　　第　　号で補助金の交付決定通知のあった　　年度福島県無線システム普及支援事業費補助金に係る補助事業は、完了しましたので、　　年度における実績について、福島県補助金等の交付等に関する規則第１３条第１項の規定により、下記のとおり報告します。

（注１）地方公共団体の連携主体にあっては、
「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表
市町村長　　」
無線通信事業者又はインフラシェアリング事業者の連携主体にあっては、
「連携主体（○○株式会社、株式会社○○・・・及び○○）代表
代表者　　」
と記載すること。

記

１　補助事業の実施状況

（千円）

区分	交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 （累計）	補助金交付 実績見込額
県補助金			

２　対策事業の実施状況　（注２）

市町村名 代表者氏名	
施設の設置場所	
工事施工業者名	
着工日	
完了日	

（注２）補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。

3　施設の利用見込み（注３）

利用予定 サービス名	利用予定事業者名 （注２）	サービスエリア 市町村名（地区名）	サービス開始 （予定） 年　月　日

（注３）携帯電話基地局強靭化対策事業の場合は、記入を要しない。

4　事業収支総括表

（円）

収　　入				
補　助　金		交付決定年月日 交付決定額	概算払金額	精算払金額
市町村の負担額		予　算　額		実　績　額
	借　入　金			
	事業者等の負担金			
	自己資金			
	その他（　　） （注４）			
	小　　計			
合　　計				

支　　出		
経費区分	予　算　額	実績見込額合計 （支出額合計）
施設・設備費		
用地取得費・道路費		
調査設計費（注５）		
合　　計		

（注４）財源の内訳を記入する。
(注5)携帯電話基地局強靭化対策事業のうち、調査設計事業の場合に記載するものとする。

5　補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額　　金　　千円
補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

6　添付書類
(1)　工事請負契約書等の写し
(2)　完成届写し
(3)　検査調書写し
(4)　実施設計書
(5)　施設購入契約書等の写し
(6)　施設整備工事代金等の請求書又は同領収書の写し
(7)　当該施設等の完成写真（注６）
(注６)携帯電話基地局強靱化対策事業のうち、調査設計事業の場合は、(7)を「設計図面及び選定基地局のサービスエリア図等」に読み替える。

第９号様式（第１２条関係）

番　　号
年　　月　　日

福島県知事

市町村長　　氏　　名
法人の住所、名称及び
その代表者の氏名　　（注１）

福島県無線システム普及支援事業費補助金精算（概算）払請求書

年　　月　　日付け　　第　　号で補助金の交付決定通知のあった　　年度福島県無線システム普及支援事業費補助金の精算払（第　　回概算払）を受けたいので、福島県無線システム普及支援事業費補助金交付要綱第１２条第２項の規定により、下記のとおり請求（返還）します。

（注１）地方公共団体の連携主体にあっては、
「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表
市町村長　　」
無線通信事業者又はインフラシェアリング事業者の連携主体にあっては、
「連携主体（○○株式会社、株式会社○○・・・及び○○）代表
代表者　　」
と記載すること。

記

１　請求（返還）金額　　￥　　円也

２　内訳

（精算払の場合）　　（円）

経　費　区　分	交付決定額	確　定　額 ①	概算払受領額 ②	差引請求（返還）額①－②
施設・設備費				
用地取得費・道路費				
調査設計費				
合　　計				

（注１）　負の場合は△印を付すこと。

（概算払の場合）　　（円）

経　費　区　分	交付決定額 ①	前回までの概算払受領額②	今回請求額 ③	残　　額 ①－②－③
施設・設備費				
用地取得費・道路費				

合　　計				

第１０号様式（第１３条関係）

番　　号
年　　月　　日

福島県知事

市町村長　　氏　　名
法人の住所、名称及び
その代表者の氏名　　（注１）

福島県無線システム普及支援事業費補助金消費税額の額の確定に伴う報告書

福島県無線システム普及支援事業費補助金交付要綱第１３条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（注１）地方公共団体の連携主体にあっては、
「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表
市町村長　　」
無線通信事業者又はインフラシェアリング事業者の連携主体にあっては、
「連携主体（○○株式会社、株式会社○○・・・及び○○）代表
代表者　　」
と記載すること。

記

１	補助金額	￥	円
２	補助金の確定時における消費税仕入控除税額	￥	円
３	補助金の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額	￥	円
４	補助金返還相当額（３－２）	￥	円

（注）積算の内訳を添付すること。

第１１号様式（第１４条関係）

番　　号

年　　月　　日

福島県知事

市町村長　　氏　　名

福島県無線システム普及支援事業費補助金に係る財産処分申請（届出）書

平成　　年度において、福島県無線システム普及支援事業により取得した施設の財産処分を行いたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請（届出）します。

記

１　処分の内容

（取得財産の目的外利用、譲渡、交換、貸与、担保、取り壊し又は廃棄の別）

２　処分の理由

３　取得財産の概要

(1)　施設の名称

(2)　施設設置者（事業主体）の名称

(3)　施設の所在地

(4)　事業費

ア　県補助金

イ　市町村負担金

ウ　事業者負担金

４　処分の概要

(1)　処分しようとする相手方（注１）

(2)　処分しようとする財産の範囲

（処分しようとする財産の範囲を特定するとともに、財産の範囲が確認できる図面等を添付すること。）

(3)　処分の期間（注１）

(4)　処分の条件（注１）

（無償・有償の別、その他の条件を記載する。有償の場合は、利用料貸与に伴う経費（維持管理費を含む。）見込額を記入する。）

５　処分に伴う無線通信サービス又は放送の再放送サービスの運用開始日（注１）

（注１）取り壊し又は廃棄の場合は記入を要しない。

６　その他参考資料